

コネクティッドナビ利用規約

コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「コネクティッドナビ」のサービス（以下、「コネクティッドナビ」といいます）の利用条件を定めるものです。コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、コネクティッドナビ利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条（規約の適用）

1. コネクティッドナビ利用規約は、当社とコネクティッドナビ契約者等（次条にて定義します）との間のコネクティッドナビの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、コネクティッドナビの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「コネクティッドナビ諸規程」といいます）を定めることがあります。コネクティッドナビ諸規程は、コネクティッドナビ利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、コネクティッドナビ契約者等は、コネクティッドナビを利用する際には、コネクティッドナビ利用規約に加えてコネクティッドナビ諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、コネクティッドナビ利用規約とコネクティッドナビ諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、コネクティッドナビ諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

コネクティッドナビ利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のコネクティッドナビ利用規約で使用する用語は、コネクティッドナビ利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) コネクティッドナビ契約者：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でコネクティッドナビの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) コネクティッドナビ利用契約：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびコネクティッドナビ契約者との間で成立するコネクティッドナビの利用に関する契約をいいます。
- (3) コネクティッドナビ車両利用者：コネクティッドナビ契約者から利用車両におけるコネクティッドナビの利用を許諾された者をいいます（コネクティッドナビ契約者自身を含みません）。
- (4) コネクティッドナビ契約者等：コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者を総称していいます。
- (5) コネクティッドナビ利用料：コネクティッドナビの提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条（コネクティッドナビ利用契約の申し込み）

1. コネクティッドナビは、当社がコネクティッドナビを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。コネクティッドナビ利用契約のお申し込みにあたっては、利用車両がコネクティッドナビを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. コネクティッドナビ利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。コネクティッドナビの利用ができる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

- 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 60 ヶ月点検月の末日まで無料で利用できるものとします。無料期間対象車両の詳細についてはこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。

第4条（サービスの内容）

- コネクティッドナビの機能およびサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。
- コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者が利用できます。

第5条（利用条件および遵守事項）

- 安全のため、利用車両の運転者は、走行中の車載機および通信機の操作は極力お控えください。走行中の操作は、ハンドル操作を誤る等思わぬ事故につながるおそれがあり危険です。車を停車させてから操作をしてください（音声操作を除きます）。音声操作の場合にも、走行中は運転に集中するようにご注意ください。なお、走行中に画面を見るときは、必要最小限の時間（1秒程度以内）にしてください。
- コネクティッドナビのナビゲーションによるルート案内の内容にかかわらず、実際の交通規制に従って走行してください。ルート案内のみに従い、実際の交通規制に従わない走行をした場合は、交通規制に違反するおそれがあり、交通事故の原因ともなりえます。
- コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者等の眠気防止や覚醒をお約束するものではありません。長時間運転や眠気を感じた場合等は、適切に休憩をとっていただく等、安全運転をお願いします。
- ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus に限り、新車購入から5年間は、コネクティッドナビの地図更新機能に加えて、マップオンデマンドによっても地図更新ができます。5年経過後も引き続きマップオンデマンドを利用いただくには、販売店で、全国の地図情報を最新にする「全更新」をしていただくと、全更新からマップオンデマンド機能を2年間継続して利用いただけます。
- ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約されるとコネクティッドナビの機能は一切利用できませんが、Apple CarPlay や Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。また、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約された場合でも、解約以前に更新された地図情報を用いてのカーナビゲーション機能や、Apple CarPlay、Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。

第6条（コネクティッドナビ利用料の支払い）

コネクティッドナビ契約者は、コネクティッドナビ利用契約に基づき、コネクティッドナビ利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。コネクティッドナビ利用料の支払方法および支払期日は、コネクティッドナビ利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条（契約期間）

コネクティッドナビ利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条（個人情報等の取扱い）

コネクティッドナビの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 15 条の特則が適用されます。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>

第9条（解約）

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるコネクティッドナビ契約者は、別紙に定める無料期間（以下、「無料期間」といいます）中は、コネクティッドナビ利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にコネクティッドナビ利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 利用規約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 利用規約を解約した場合は、コネクティッドナビ利用契約も T-Connect 利用規約が終了した時点で当然に終了します。

第10条（特則）

コネクティッドナビ契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびコネクティッドナビ利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) bZ4X を利用車両とする契約者。なお、本条第 2 号にも該当する場合は、本条第 2 号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。
 - (i) 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで無料で利用できるものとします。
- (2) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) コネクティッドナビ利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、コネクティッドナビ利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、コネクティッドナビ利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則） 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■コネクティッドナビ

(1) T-Connect スタンダード (22)

①ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) を装着している T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
利用料 (消費税込み)	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) を装着している T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料 (消費税込み)	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

■コネクティッドナビ (車載ナビ有)

(1) T-Connect スタンダード (22)

①ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) Plus を装着している T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
利用料 (消費税込み)	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②bZ4X を利用車両とする T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合
 ※法人管理契約を締結した場合は、コネクティッドナビ利用規約第 10 条第 2 号が適用されます。

契約期間	<p>【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】</p>	
------	---	--

	<p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
	<p>【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。</p> <p>①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p> <p>ただし、車載機より支払方法をTOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

③ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着しているT-Connectスタンダード（22）の契約者のうち、T-Connect利用規約第27条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connectのオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	<p>契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。</p> <p>法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。</p>	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	